

北栄町告示第100号

北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた町内に事業所を有する中小企業者等の雇用の維持や事業継続を緊急的に支援することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において定める中小企業者等とは、町内に事業所を有する中小企業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「強化法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)に該当する個人事業主又は会社、強化法第2条第6項に定める者、任意グループ(組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めている者であって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は強化法第2条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行う者をいう。以下同じ。)又は収益事業を行っている法人若しくは団体等であって町長が別に認める者をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に事業所を有する中小企業者等で、次の各号に掲げるすべてに該当する者とする。

- (1) 令和4年3月から7月までの間で、任意の1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)が前年(前期)もしくは前々年(前々期)決算額の売上総利益率と比較して、減少率が40%以上の者又は令和4年3月

から7月までの間、営業損失の月がある者。ただし、基準期間が12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月換算して、年間売上規模を算出する。

(2) 1名以上の常用雇用がある者で、雇用を継続する意思があること。

(3) 新しい生活様式のガイドライン（鳥取県が作成した事業者向けの新型コロナウイルス感染予防対策例又は業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン）への対応や、鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指していること。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

(1) 医師、歯科医師、助産師

(2) 系統出荷による売上が半分以上を占める個人の農業者（個人の林業、水産業者等についても同様）

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(4) 宗教上の組織若しくは団体

(5) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等

(6) 町税等を滞納している者

(7) 前年（前期）度又は前々年（前々期）度の年間売上額が1,000万円未満（税抜き）の者

(8) 令和4年1月以降に創業し、決算期を迎えていない者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、直接雇用する従業員の維持等、事業継続に係る必要な経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額については、前年（前期）又は前々年（前々期）の売上規

模に応じて別表のとおりとする。

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を令和4年10月31日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付し、北栄町商工会の確認を得なければならない。

(1) 減収の比較を行う年(前年(前期)又は前々年(前々期))の損益状況が確認できる書類等の写し

(2) 対象月の損益が確認できる書類等の写し

3 事業主が複数店舗(工場、作業所等を含む。)を有する場合も、1事業所(1事業者)として申請するものとする。

4 規則第13条の着手届、同第14条の完了届、同第20条の実績報告、同第23条第1項第3号の受入額調書は不要とする。

(交付決定等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 町長は、交付決定と併せて交付額の確定をすることができる。

(補助金の返還)

第8条 本補助金の交付後、1年以内に廃業等を行う場合は、町へ報告することとし、返還等については、町と協議の上決定する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の支給については必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。
(経過措置)
- 3 前項に規定する日までに交付した交付金については、第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

年間売上規模（税抜き）	補助金の額
1,000万円以上5,000万円未満	30万円
5,000万円以上10,000万円未満	40万円
10,000万円以上	50万円

北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金交付申請書兼請求書

北栄町長 様

申請者 住所
事業所名
代表者名 _____ (印)
(電話 : _____)

次の事項を確認の上、北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金を申請（請求）します。

- 町内に事業所を有する中小企業者等である。
- 1名以上の常用雇用があり、今後も雇用を継続する意思がある。
- 新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指している。
- 第3条2項の補助対象者から除かれる者ではない。
- 偽りその他不正の手段により補助金を受給していることが判明した場合には、補助金を返還します。

申請額（請求額）	備考（算出根拠等）※該当箇所には☑	
円	<input type="checkbox"/> 売上総利益率の悪化	
	<input type="checkbox"/> 令和4年3月から7月までの間、営業損失の月がある	
	年間売上規模（税抜き）	交付金の額
	1,000万円以上、5,000万円未満	30万円
	5,000万円以上、10,000万円未満	40万円
	10,000万円以上	50万円

交付金の振込先

金融機関・支店名	1. 銀行 2. 信金 3. 農協	本店・支店 本所・支所 出張所
口座種別・口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

(添付書類)

- 振込先の口座を確認できる書類等の写し
- 北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金確認票
- 町税等納付状況確認同意書

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

北栄町長



北栄町中小企業物価高騰対策緊急応援補助金交付決定通知書兼額の
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった北栄町中小企業物価高騰対策緊急
応援補助金については、下記のとおり決定したので通知する。

記

1 決定の結果 交付・不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は交付決定額により行う。